

2024年7月11日



国土交通大臣登録証明事業
令和6年度 不動産コンサルティング技能試験
7/17(水)申込受付開始！

推進センターは、7月17日(水)に「令和6年度 不動産コンサルティング技能試験」の受験申込受付を開始いたします。

～社会課題の解決に、不動産コンサルティングの能力が求められています！～

本年6月に発表された「不動産業による空き家対策推進プログラム」においては、媒介業務に含まれないコンサルティング業務の促進についても明記されました。本プログラムの発表により、公認 不動産コンサルティングマスターへの関心の高まりが期待されます。

▼不動産業による空き家対策推進プログラム（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00066.htm

令和6年度試験 実施概要

試験実施日：令和6年11月10日（日）

択一式試験（午前）及び記述式試験（午後）

試験地：札幌・仙台・東京・横浜・静岡・金沢・名古屋・大阪・広島
・高松・福岡・沖縄の12地区

申込受付：令和6年7月17日(水)10:00～9月18日(水)23:59

受験資格：受験申込時点で次の①から③のいずれかに該当する方

①宅地建物取引士資格登録者で、

現に宅地建物取引業に従事している方、または今後従事しようとする方

②不動産鑑定士資格登録者で、

現に不動産鑑定業に従事している方、または今後従事しようとする方

③一級建築士資格登録者で、

現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、

または今後従事しようとする方

受験料：31,500円(消費税含む)

合格発表：令和7年1月10日（金）

不動産流通推進センターホームページ

<https://www.retpc.jp/>

<ニュースリリース問い合わせ先>
公益財団法人 不動産流通推進センター
事業推進室 TEL：03-5843-2075

▼不動産コンサルティング技能試験 ホームページ

<https://www.retpc.jp/rcm/exam/>

【不動産コンサルティング技能試験・登録事業とは】

不動産特定共同事業法施行規則に基づき、当センターが国土交通省の登録を受けて実施しており、同法に基づく登録証明事業とされています。

不動産コンサルティング技能試験に合格し、登録要件（※）を満たした方は、当センターへの申請により、「公認 不動産コンサルティングマスター」（以下、「マスター」という）と認定されます。「マスター」と認定された方は、次の3資格の資格者となる要件の一部を満たすこととなります（それぞれ宅建士資格であることや一定の業務経験を有することなど、その他にも充足すべき要件があります）。

- (1) 「不動産特定共同事業法」における「業務管理者」となる資格
- (2) 「不動産投資顧問業登録規程」における「登録申請者」及び「重要な使用人」の知識についての審査基準を満たす資格
- (3) 「金融商品取引法」における「不動産関連特定投資運用業」を行う場合の人的要件を満たす資格

※ 「マスター」登録要件の追加

「マスター」の資格取得が注目を集めている状況を踏まえ、中・若年層及び業界外の方々にも、より柔軟な資格取得の選択肢を提供するために、昨年10月より、マスターの登録に必要な実務経験年数について、従来の5年間に加えて、技能試験に合格していれば、〈実務経験3年間と不動産コンサルティング技能の研鑽に特化した一連の講座の修了（知識とスキルを高めることが必要）〉でも資格取得が可能になりました。登録制度変更の内容は右記 URL より確認できます。<https://www.retpc.jp/consul/annai/>

不動産コンサルティング技能試験・登録事業についてのお問合せ先

コンサルティング係（電話 03-5843-2079 メール consul@retpc.jp）

※電話受付時間 11:00～15:00（土・日・祝・毎月第1・3・5金曜を除く）

不動産流通推進センターホームページ
<https://www.retpc.jp/>

<ニュースリリース問い合わせ先>
公益財団法人 不動産流通推進センター
事業推進室 TEL：03-5843-2075